

第3回白井市行政経営改革審議会

- 1 開催日時 令和3年6月22日（火）午後7時から午後9時00分まで
- 2 開催場所 市役所東庁舎1階会議室101
- 3 出席者 坂野会長、山田副会長、宗和委員、大江委員、今委員、高橋委員
- 4 欠席者 岩井委員、太田委員
- 5 事務局 財政課 板橋課長、元田主査
- 6 傍聴者 7人
- 7 議題 議題 新たな取組項目の検討について
その他

●事務局（元田）

それでは、定刻となりましたので、第3回白井市行政経営改革審議会を開催させていただきます。

本日、副会長については少し遅れるという連絡を受けています。また、宗和委員については前回と同じようにZoomで出席予定ですが、少し遅れるということをお伺いしております。また、岩井委員と太田委員については、欠席との連絡を頂いております。

本日、会議の始まりは、4人ということになりますが、定足数を満たしておりますので、会議は有効となります。

それでは、開催に当たり、会長から御挨拶をお願いいたします。

○坂野会長

皆さん、こんばんは。流通経済大学の坂野です。

今回は第3回目となりましたが、行政経営改革審議会を進めていきたいと思っております。

今日は、皆様から御提案いただきましたこちらの提案を事務局のほうで提案書ということでまとめていただいております。こちらに沿って、皆様の提案を生かせるように努めてまいりたいと思っております。

今日、私は、他の自治体のほかの審議会等で、少し話をしておりましたが、白井市は、市民の提案がこうやって実現する可能性がある。それはすばらしいねという評価を受けています。

ただし、その自治体も、参加と協働ということを標榜しておりますが、そういう意味では、白井市というのは、いかに参加が実現しているかということをお自身も実感する次第でございます。

では、今回も慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。以下、着座にて進めさせていただきます。

●事務局（元田）

ありがとうございました。

それでは、会議を開催させていただきます。本日議題として「新たな取組項目の検討について」ということで、議題としております。

では会長、お願いいたします。

○坂野会長

ありがとうございます。

こちらのほうに新たな取組項目提案書というものがあります。これは、事務局から説明いただいたほうがいいと思います。また、資料の確認、そして、やり方等も事務局のほうで説明していただいたほうがいいのではないのでしょうか。

よろしく申し上げます。

●事務局（元田）

本日、資料として、資料1から資料3まで用意させていただいております。本日の資料は皆さんお手元にございますか。

それでは、こちらの資料について御説明させていただきます。

資料1については、今日の会議の進め方、今日以降の会議の進め方についての資料です。資料2については、皆様の提案を記入したもの。資料3については、そちらを一覧としたものとなっております。基本的には、資料2と資料3については同じものになりますけれど、資料3については、資料2の内容のうち、皆様の提案内容について省略したものとなっております。また、記入欄として、参考事例として他市の取組事例などを記入したのになっています。本日は、資料2を中心に皆様でお話をさせていただいて、資料3に皆様のほうで書き込みをしていただくこととなります。

今回は、またこれから説明をさせていただきますが、資料2で話し合った内容について、資料3に内容を皆さんで書き込みをしていただき、それを本日提出していただくということになります。そのような形で進めさせていただきたいと思います。

本日は、会議の進行の都合、資料2、資料3について、それぞれ提案者のお名前が入っておりますが、こちらについては、傍聴の方にもお願いなのですが、今回については、あくまでも会議の進行の都合入っているもので、資料としては、こちらを省略したものとして。こちらの資料については、外部に公表することのないようお願いいたします。

それでは、改めまして資料1に基づいて、本日の会議の進め方について御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

資料1については、皆様に検討いただきました「新たな取組項目」についての検討の進め方について記入したものになっております。

検討方法については、以前にお伝えしたと重複しますが、資料2については、皆様に提案いただいたものになっておりまして、こちらについて、皆様から御説明いただき、計画に今後取り組むかどうか、まずそれぞれの委員さんで、皆様の説明を基に検討をしていただきたいと思います。

その後、検討した結果を資料3にそれぞれ記入していただいて、事務局で回収します。資料は、集計後にまた皆様にお返しします。

記載のA、B、Cについては、後ほど説明しますが、集計方法については、例えば、1つの案に対して、取り組むべきとする人が3人いた、こちらは計画に位置付けるべきとした人が3人いた、検討を要するとする人が2人いた、今回は見送るとする人が2人いたというような形で、そのようにまとめたものを皆様にお返しします。

それを基に、次回以降になりますけれど、この審議会の中で取り組むべきか、取り組まないべきかということについて、それぞれ検討していただくというような形になります。その上で、検討を踏まえて、取組項目として位置付ける場合は、さらに内容をブラッシュアップして、計画の中に位置付けをしていくというような形で進めさせていただきたいと思います。

具体的には、「2 1の(1)の進め方について」というところになります。資料2を御覧いただければと思います。

資料2を御覧ください。

本日、提案委員については、取組項目について、資料2を基に、内容や意図など、1から4について、御説明いただきます。その後、事務局として、私から、取組内容について、市の状況として現状や担当課に確認した内容を御説明させていただきます。

今回、提案委員以外の委員は、説明内容、また、事務局の説明内容に疑問点がある場合については、質疑を行っていただき、その中で明らかにしていきたいと思っております。

その場で回答することはできない場合、皆様の質疑に対して、担当課の内容がどういった対応をしているのかを確認して、次回会議までにメールなどで皆様に回答させていただきます。

委員は、内容について、計画として取り組むべきかどうかを各自で検討し、検討結果をこちらの資料3中の項目の中の真ん中辺りに評価欄という欄があります。

網掛けしている場所に評価として、A、B、Cを入力して下さい。「計画に位置付ける場合」はA、「検討を要する場合」はB、「今回は見送る」場合はCということで記入をしていただきます。

また、会議が終了次第に、資料3を事務局に提出いただきますので、更に確認したいことや意見、感想などがある場合は、メモ欄にご記入ください。メモ欄は、意見や感想、

さらに確認したことなどを記入していただければと思います。

このような形で、資料2を基に1から4までの流れで進めていきたいと思っています。

本日は、全ての取組項目の検討が終了した、または会議時間が終了した時点で、資料3を回収させていただくことになります。

はじめに資料3の右上の欄外に委員のお名前を御記入いただければと思います。

資料3をご自宅に持ち帰って、今日話した内容を少し整理したい場合については、整理後に郵送で市に送付いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次回会議については、先ほど冒頭でも御説明しましたとおり、皆さんが書いていただいた内容をまとめて資料として送らせていただき審議会としてさらに検討していきたいと思っています。このような形で進めさせていただきたいと思っています。

以上です。

○坂野会長

御説明ありがとうございます。

では、今、事務局で御説明いただいた手順に従いまして、早速本日の会議を進めさせていただきたいと思っています。

では、新たな取組項目提案書の最初の資料2の1を御覧ください。

説明がございましたが、1が取組項目名で、2は行政経営改革指針の位置付けとあります。山田委員に4の内容の詳細までお話ししていただきたいと思っています。大丈夫ですか。

○山田副会長

では、私から先に御説明をさせていただきます。

これは、ページ順に説明するということですので、私のものが三つ続くのだと思うのですが、大前提として、いずれも市民参加、特に子育て世代と、進学でおそらく市を出ていく人たちが、今後自分が定住する場所として白井市を選んでくれるきっかけづくりというところが発想の原点にあります。

なかなか子育て世代とか働く世代は、日中、白井市にいないことが多いということがあると思うので、白井が自分の町であるということを意識づけるきっかけをつくりたいなと思って、いずれも考えております。

一つ目が、項目名が「中学生議員との意見交換」です。こちらもそうなのですが、コロナでなかなか難しい部分もあるかなと思いながら提案をしております。

目的として、市政運営の疑似体験を通じまして、行政を学ぶ機会の創出。次の世代を担う子供たちが自分たちの周りの課題を自らで解決する力を身につける。また、進学・就職後のUターン、定住を目指すというところを目的にしております。

具体的には、各校にて身近なことで困っていること、これは単純な市政の疑似体験と

いうところで、困っていること、解決したいことを募集して、それぞれの中学校の代表が議論したり、代表者が市長だったり市議の方々と議論する。それを各校に伝えていくというところを疑似体験してもらおうというところなんです。

これは、現時点で今、私がここで経験していることでもあるなと思っていて。市政に対して自分も関わっていけるのだということは、結構大きな学びであったり、あと、意識が変わっていくきっかけにすごくなるなと思っているのです。

明確に調べられていないのですけれども、ほかの都内でも似たような取組をしているというようなことを聞いたこともありまして、チャンスがあればできるかなと思っております。あと、オンラインで実施というところでもできるものではないかなと。

先生方もあまりコストもかからないのではないかなというふうに考えております。一つ目については以上です。

○坂野会長

では、事務局のほうからお願いします。

●事務局（元田）

では、事務局から、市の状況の報告になりますけれども、担当課などから確認した内容について、回答します。

担当課などについては、取組については課題があるということで回答しているところです。

現状としてなのですが、財政課で確認したところ、市では今まで実施したことがなくて、小中学校の議会見学としては、平成12年度の大山口小学校での授業での実績として、見学をしたということでした。

資料3に書いている内容なのですが、参考事例として近隣を確認したところ、やはり多くのところで年1回程度やっていることが多かったです。船橋でもやっていますし、印西もやっているという状況となっております。

担当課として、議会を担当しております議会事務局と、教育の関係ということになりますので教育委員会学校政策課のそれぞれに確認したところ、議会事務局としては、検討を行った上で、学校政策などの部署との調整を図れば可能であるだろうということで回答を頂いています。

一方、学校政策課については「こども議会」ということではなくて、中学生などの討論会のような、それぞれの話し合いをするという機会をつくることは可能なのではないかなというようなことで、提案を頂いているところです。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

今、事務局から説明ございましたけれど、まず委員の皆様から、御質問、あるいは御意見ございますか。主に質問になると思いますけれども。そちらのほうを山田副会長に答えていただくということになります。

では、高橋委員。

○高橋委員

山田さんの意見の進学、就職後のUターン、定住を目指すという、これは結構大事だなと思ったのですが、実際に、白井市の数字ではどうなっているのでしょうか。大学を卒業して、そのまま白井市から離れるという方が結構多いのでしょうか。

○坂野会長

それは、山田副会長よりは事務局のほうですね。

お願いします。

●事務局（板橋）

今、手元に資料がないので、細かい数字などを用意してないのですが、一般的に白井市の場合、子育てが終わって、大学を卒業した後、就職したときに出ていってしまうというのが一つ課題になっています。その方たちをいかに市内にとどめておくという語弊があるのかもしれませんが、それが白井市としては課題となっています。

後期基本計画の中でも、そういう人たちをとどめる施策というのは、何個か用意しているところです。ただ、白井市としては、若い人が進学や就職をきっかけに出ていってしまうというのが一つ課題であるのかなというところです。

以上です。

○高橋委員

ありがとうございます。

○坂野会長

ありがとうございます。ほかに。

大江委員、お願いします。

○大江委員

これはいい案だと思うのですが、一つ質問です。

具体策のところでは、段階を踏みますよね。こういうことをやると、なかなか実現が難しくなるのではないのでしょうか。学校は忙しいですから。だから、こういう段階を踏まずに、例えば公募方式、あるいは一気に推薦方式という方法があると思いますが、そういうことをせずに段階を踏むのには、何か理由があるのでしょうか。

○山田副会長

私自身の経験で申し上げますと、やっぱり公募は、特定の生徒が手を挙げやすいというか、一部の生徒だけが参加をするイメージがすごくあるというところが大きいです。なるべく広く、自分の頭で考えた、特に市について考えたとか、あと、自分自身の悩みを解決していくプロセスを経ることができたというのは、今後そういう教育をしてもらえたということも、結構大きな、すごく子供時代に恵まれていたのだなということにつながっていくかなと。

なるべく広い範囲の生徒に、クラス単位から学校単位でやっていきたいなと思って検討しております。

○坂野会長

大江委員、よろしいですか。

○大江委員

趣旨は分かりました。

○坂野会長

今委員はいかがですか。大丈夫ですか。では、山田副会長のほうで何かありますか。

○山田副会長

大丈夫です。

○坂野会長

私どもの経験でいきますと、中学生議員ということでは、主権者教育ということで、一般的に多くの自治体とはいえませんが、特定の自治体でやっています。

その主権者教育というのは、市民参加の充実というよりは、どちらかというと主権者教育そのものであると思います。私は、もし中学生議員というのであれば、これはこども議会、あるいは中学生議会、高校生議会の流れなので、市民参加という、その位置付けがまず少し違うのかなという気がします。

もう一つは、これは、具体策として、市ないしは教育委員会がやるかやらないかだと

思っています。あと、主権者教育については、選挙管理委員会主体でやっているところもあります。これは各校で実際に投票箱を、要するに選挙のときに投票箱を借りて、各学校で議員を選んで、それを代表するという、そこまでやっている自治体もあります。

山形県の遊佐、あるいは愛知県の新城というところは、予算まで付けています。なので、そういったことは可能なのですが、これをやるかやらないかは、市長ないしは教育委員会の考え方や、ここで言っているかどうかわかりませんが、やる気があると考えているかどうかという話なので、それは何とも言えませんが。これは先ほど大江委員がおっしゃったように、学校そのものも忙しいとかそういう問題もあるので、これはやっぱり市側で話し合っただけで決めていただかなければいけないかなと思います。

どうぞ。

○事務局（元田）

多分そのような考えもあると思うのですが、今のこの段階では、あくまでも皆さんのほうがそれぞれで決めていただければなと思います。今の段階で結論を出さなくても、市民参加の醸成ということで、それぞれ皆さんが、やったほうが良い、計画に位置付けたほうが良いということであれば、記入して下さい。必要がないということであればその旨を記入して下さい。

先ほど板橋課長からも話をさせていただいたところですが、白井市では、若い世代の定住促進を支援するための奨学金の制度などを考えているところです。なので、本日は、そこまで結論を出さなくても良いです。

○坂野会長

正式な話じゃなくて。別に結論づけるつもりはさらさらないので、中学生議員と書いてあるので、ここが引っかかるような気がするのです。議員というと、選挙を通して選ぶということなので、私の意見としては、あくまでも私たちが議論しなくちゃいけない話なのですけれども、実現可能性には、中学生との意見交換であれば、非常にすんなりいくのではないかなという気はします。あくまでも私の意見です。

次に、実際に中学生との意見交換ということで、協議会を市長などが設けてやっているケースもあります。まさに山田副会長が、私たち今やっていますよねという話でやっていることもあるのです。ですから、こども議会みたいなイメージが少し出ちゃっていますけれども、それさえなければ、私は本当に問題ないかなと思いました。

以上です。私の感想です。

ということで、先ほど事務局のほうから、評価を出してくださいという話がありました。皆さんで、ここで議論して評価出す必要はないでしょう。

○事務局（元田）

はい。今回は必要ありません。

○坂野会長

そうですね。ということで、評価を個々で皆様に出していただきたいと思います。どうでしょうか、皆さん。1分か2分評価する時間を取りますか。別に大丈夫ですか。

それでは、内容を進めながら、評価を皆さんにやっていただくということにしたいと思います。この話は一旦これでよろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。

次がNo.2ということで、また山田副会長なのですが、よろしくをお願いします。

○山田副会長

続いて、これは正直少し難しいかなと思いつつ出していたものでもあります。

取組項目名が、プロモーション動画コンテストの実施です。内容としましては、白井市の魅力あふれるプロモーション動画コンテストの実施です。再生数が多く伸びた場合は、これはY o u T u b eを考えているのですけれど、収益にもつながってくるというところを考えております。

こちらも前提に、やはり若年層と働く世代が白井市を知るというきっかけがどこにあるかというところを考えています。今、テレビの視聴というのはもちろんあるのですけれど、ネットに触れる機会がコロナでますます増えて、今、Y o u T u b eの視聴というところでいうと、大体10代、20代の90%以上。30代、40代は80%以上。50代以上でも64%というところで、弱い部分にアプローチができるのではないかとということと、あとは、多分こういったコンテストを探している学生さんとか部活もあるのではないかなというふうに思っております。なので、1に関しては、一応市内在住全ての方にしております。

二つ目が、先ほどと同様で中高生というところで、子供たちを対象にしております。

1に関しては、今、話しながらですけれども、市外でも応募者は増やしてもいいのかなとは思っております。

以上です。

○坂野会長

事務局のほうから御説明をお願いします。

●事務局（元田）

では、事務局と担当課に確認したところ、取り組むことには少し課題があるという回

答を頂いています。

先ほど第5次総合計画について話をさせていただいたところなのですが、実施計画の中に「フォトプロジェクト事業」という事業を予定しているところです。このフォトプロジェクト事業というのは「市民自らが地域資源の魅力に気づき、自分事として地域資源の魅力を発信し、市への誇りと愛着を醸成するとともに、地域資源の魅力の発見と発信の持続性を確保すること」を目的としているものなのですが、こちらについては、同様の趣旨で行うことを考えているというものになっています。

どういうことを実施するかと申しますと、少し段階を踏んでという形になりますが、白井写真部の結成を行って、街中撮影会や写真技術のレベルアップ講座などを行いながら、市のいろいろなところをPRしていこうというものです。こちらについては、今回御提案いただいているのは動画ということですが、もともとは写真で考えています。秘書課が担当課となっています。コンテストの実施などについては、少し協議することができるかなというようなところです。

写真を切り口にやっていたところだったので、動画でやるということについては、決まっていないのですけれど、協議することは可能であるというようなことで回答を頂いたところです。以上です。

○坂野会長

ありがとうございました。

では、この2番の取組項目の提案につきまして、御意見、あるいは御質問等ありますか。大丈夫ですか。いかがですか。今委員、いかがですか。

○今委員

動画というと、今、若い人でやっている人がたくさんいると思うのですけれども、若い人に向けてのということであれば別ですけれども、お年寄りとかそういう人たちには、少し難しいのかなということがあります。写真だったら、お年寄りでも簡単にスマホで撮ったりとかできるかなと思います。ただ、プロモーションとしては、やっぱり写真では少し弱いかなというのは思うのですけれども、動画はどうでしょうか。私なんかは全然駄目なのですけれども。

○山田副会長

多分コンテストとしては、参加人数を増やすというよりは、接触者を増やすことのほうを意識して動画としています。なので、作る方というのは、すごく少ないのかなというふうに思っているところが一つ。

逆に、フォトプロジェクトだと、これ、イメージで大変恐縮なのですけれども、やっ

ぱり時間がある、定年後、地域でどう充実した毎日を暮らすかという方々の参加のようなイメージがすごくあって、そういうところで、多分趣旨は違うかなと思いつつ、フォトプロジェクトのほうハードルは低いというのも分かりつつというところでは。

ごめんなさい、勝手な印象ですが、駅とかに貼ってあるサークルの写真だったら、個人的にはあまり見ないかなとすごく思っていて、ハードルを下げて、ここでやることじゃないかもしれないのですけれども、それこそ中高生はスマホで撮影することが多いと思うので、何かそういう毛色が違うものがあったらいいのかなというのは思っているところでした。

○坂野会長

ほかにどなたか。高橋委員から。

○高橋委員

4ページ目に書いているコンテストするときの基準などについて。この辺がYouTubeの場合だったら、視聴者数で、数字で決めているから、よりやりやすく、実は結構、現実的なのではないかなというふうに思っています。

一つ、事務局の方に聞きたいのですけれども、写真で魅力を発信するというこのプロジェクトにおいて、白井の魅力として結構な写真が集まったのかなという。ともすると、住みながら、どこをアピールしているのかが分からなくてお聞きします。

●事務局（元田）

これからやる事業です。

○高橋委員

なるほど。分かりました。

○坂野会長

ほかに、どなたかおられますか。

じゃあ、大江委員。

○大江委員

私は動画のほうに賛成です。やっぱりアピール量が違うのです。作る人が少ないとはいっても、いいものができれば、それは非常に効果的だと思います。僕は今回、提案にはしていませんけれども、本当は例えば、電通とか博報堂とか、ああいうところで金かけて作ったらいいじゃないぐらひは思っていましたから。市民からやれば金もかか

らないし、いいアイデアも出るかなと。ということで、この案は非常に賛成です。

○坂野会長

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ないですか。

私も特にないと思います。基準ということでは、中高生、高校なんかは他市から来る可能性があるという点では、他市の人も入るし、非常に、もしかしたら時間制限とか設けてやったりすると、コンテストとしてはすごくいいものかと思います。あるいは基準としては、もう実際挙げちゃって、動画数というので勝負することもできますし、私も非常にいいものだとは思いますが。

ほかに何か。ないようであれば評価をしていただいて、次の3番というところに行きたいと思います。よろしいですか。3番のほうですが、お願いいたします。

○山田副会長

続けてで恐縮です。取組項目が、広報しろいの小学生作文紹介欄の設置です。

内容としては、目的が、繰り返しになってしまいますが、次の世代を担う子供世代の郷土愛を育む。また、親世代に対して、市政の関心を高め市民参加意識を醸成させる。具体案としては、今、広報しろいが配られていると思うのですがけれども、各校持ち回りで毎月イベントごとに、例えば入学して、こういう所信表明であったり、運動会がすごく楽しかったとか、そのレベルのものを、イメージとしては学校の中で選んで、それが載っているというのがあるといいかなと思っております。

私の認識の間違いじゃなければ、今、コロナで外出自粛しましょうというのを各学校が持ち回りで放送しているなど思っていて。あれ自体はすごくいいし、多分、自分の子供が流れると思ったら、すごく待ってしまったりとか、もしくは隣の子が、この作文に載っていたら、何々ちゃん載っていたねというような会話になってくるのかなというふうに思って提案させていただきました。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。では、事務局のほうから御説明をお願いします。

●事務局（元田）

事務局で確認したところ、取組自体が難しいという回答を得ています。こちらについても、同じく秘書課が担当課になります。

広報の関係なのでありますが、昭和51年から、2.3年ほど実施していたということなのですが、ニュータウンの入居開始によって子供の数が増えてしまったということもあつ

て、学校の負担になることから、やめたという経緯があるそうです。

現在は、作文コンクールなどで賞を受賞した子供の紹介として、その作文を紹介することはあるけれど、定例的なものというのはいっていないということだそうです。

近隣での実施状況は、特に見つけられなかったのですが、宮崎県の西都市については、先ほど山田副会長がおっしゃられたような形で、学校に作文の枠を割り当てているという事例はあるということだそうです。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。何かこちらの点につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山田副会長

作文じゃなくてもいいかなと思っています。実際に今、広報しろいを見ていると、本当に小学校、中学校が対象として読む場所は、あまりないような印象があります。俳句のスペースとかは毎回あったりするので、例えばそこに子供を入れるとかでもいいのかなと。本当に作文だと、原稿用紙何枚というイメージがあるかもしれないのですが、あまりそんな負担があるというイメージではなく御提案をしております。

○坂野会長

ありがとうございます。ほかに。特になければ。大丈夫ですか。よろしいですか。

ということで、広報につきまして、これは子供の作文を入れるということでございます。考え方としては、広報は紙面がすごく少ないということもあります。なので、別の子供広報とか子供新聞みたいなのがあってもいいかなというふうに思いますので、そういうことも含めて、お考えいただければと思います。

では、評価のほうをお願いします。よろしいですかね。

次がNo.4ということですが、4番目でございます。

今委員になりますが、よろしいですか。

○今委員

防犯カメラの設置ということです。難しいとは思いますが、商店街とかもあまりないし、要するに、作るとしたら駅前か、あとは各自治会の中の公園周りとか、そういうところがいいのかなと。自治会の役員をやっていたときに、公園のトイレのトイレットペーパーを出してきて、いたずらとか、あと、便器を壊すとかというのがあったので。

あと、すごく古い話なのですが、その公園に女の子を連れ込もうとしたという

事件も、十何年前かにあったこともあるので、防犯カメラをつけていただけるといいかなと思います。やっぱりお金がかかると思うので、自治会とかでつける場合に、何割か市のほうで負担をして、それで、希望する自治会につけていくという形でもいいのかなと。私の前の年度ですけれども、自治会でも防犯カメラをつけたいというような意見も出たことがあったようなので、そういったことで提案してみました。

○坂野会長

ありがとうございました。では、事務局のほうからお願いします。

●事務局（元田）

事務局なのですが、こちらについては、市民活動支援課が担当課になりますが、既に取り組んでいるという回答がありました。

こちらについては、実は、既に制度はあるのですけれども、実施したことがないという状況になります。

これはなぜかという、まず県の制度があるのです。県の制度については、必要としたお金の2分の1、1台につき20万円以内ということ、公道、公の部分が2分の1以上映ることということが条件になっていて、自分の家を見張るための場合は駄目というような形の制度があります。

先ほどお話いただいたように、1年に1回ぐらいという状態ではありますが、毎年、相談自体はあるのです。ただ、なぜ補助実績がないのかということ、プライバシーの関係もあって、情報の取り扱いが難しいということにあります。なお、駅前などでは、商店街がやっているという事例についてはあります。ただ、自治会ということになると、やっている事例というのはないという状況です。ただし、今も制度自体があるので、この下の部分に書いていますけれども、自治会が補助要件を満たし、期日までに協議をしていただければできますよということでお伝えさせていただきます。こちらについては今、既にできるという状況になっています。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

今のお話の中で、何かございますか。御意見、御質問等ありますでしょうか。

今委員。

○今委員

緑道というのは、どうなのでしょう。緑道は、管轄はどこになりますか。

●事務局（元田）

緑道というのは、場所によりますけれども、市になっている場合もありますし、それ以外の県が管理しているものもあります。いわゆる公道が対象なので、私道じゃなければ、自分の家とかでなければ大丈夫です。場所にもよりますけれども、特にニュータウンについては、人が通ることを想定している場所については、基本的には公になりますから、県であったりとか、市であったりというところになると思います。

○今委員

具体的には、土地でいうと、西白井の駅か、野口のほう七次4丁目のほうまで続いている緑道があるのですけれども。

●事務局（元田）

歩行者専用道路の話でしょうか。

○今委員

緑道で自転車と人しか通れないところがあります。

●事務局（元田）

真ん中のところで一回横断歩道を渡る道ですよ。そこは市になります。

○今委員

前に、中学校の緑道側で痴漢に遭ったとか、そういう話も聞いたことがあるので、そういうところにあるといいのかなと思いました。生徒が中学校に戻ってきて、駆け込んで、こういう被害があったみたいなことを言ったということがあったので。では、市の管轄になる。

●事務局（元田）

はい。この制度自体は、自治会とかが設置するものについてですね。市が設置しているものというのは、不法投棄のものを目的とした防犯カメラはありますけれども、それ以外のものはないのです。

○今委員

数か所とか設置してある場所はあるのですか。

●事務局（元田）

不法投棄はありますけれども、それ以外はないです。

○坂野会長

何かこちらのほうの話で、御意見、御質問等ございますでしょうか。

実際、制度があるということなので、その活用を進めるという話なのでしょうけれども。

ということで、もし御意見、御質問等なければ、評価のほうをお願いいたします。

では、御準備できましたら、山田副会長のほうで、5番のほうをお願いいたします。

○山田副会長

5番が、白井市民体育祭になります。

内容としまして、自治会単位での白井市民運動会で、各自治会を中心となっていくところと、地域コミュニティの活性化を目指します。特にここでは、年代が違う層が交流することができると思っております。特に高齢者層、白井市だとニュータウンという側面もあるので、開発されたところに一気に同じような世帯が入っていくというのもあると思うのですけれども、今後新しい家が建つ土地も、そこまでは大規模ではないという話は以前あったかなと思うので、既に例えば、西白井駅前が開発されたところに今後新しい人が入っていくということが考えられるとなると、そういったところの交流が一つあってもいいのかなというのと。

多分、自治会活動は、ある程度時間のある方が中心になってしまったりしていると思うのですけれども、この体育祭という形で、若い世代も何となくなじみのあるものというところで、交流の一助になればいいなと思っております。

懸念点としては、それが面倒くさいとか、トラブルとかになってくるとか、自治会活動はすごくマイナスに捉える方もいらっしゃると思うのですけれども、そういうところにならないようになるといいなというのと。私自身も、見ていて、若い世代はあまり活動していないのだなとすごく思うので、それは残念に思っているところです。

あと、個人的な経験としても、もともと住んでいた町がすごく小さくて、これをしていて、毎年、第一走者の60代の男性、誰にする、あの人足が速いんだよねみたいな会話がすごく楽しかった記憶があつて。世代で分かれていたはずの人たちが同じ話で、あの子、すごい足が速いからとかというのが、子供だけじゃなくて、親世代とか、それ以上のおじいちゃん、おばあちゃん世代も入ってくるというのは、すごく楽しかった思い出が結構あつて、御提案をさせていただいております。

あともう一つ、ふるさと納税で、白井梨マラソンがものすごく人気だという話を聞いていて、私自身も申し込んだのですけれども、本当にすぐ一瞬で埋まっちゃうみたいな

ことがあって、もしかすると、場所の活用、イベントとかというのものもあるなど思っ提案をしております。

以上です。

○坂野会長

では、事務局のほうから御見解をお願いします。

●事務局（元田）

はい。担当課は生涯学習課になりますけれど、取り組むには課題があるということで回答を頂いています。

御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、市では、過去に町民運動会として、小学校区単位での対抗運動会を中学校で平成8年度まで実施していたことがあります。

ただ、平成9年度から健康文化の推進のため、全市民が一人一人の運動能力を高めることを目指して、全体の運動会ではなくて、スポーツフェスタという一人一人の健康づくりを考えるイベントにすら替えをしたことがあります。ただ、こちらのについても、類似のスポーツイベントが多く、平成31年度に廃止をしたというところがあります。

担当課については、事業の見直しも行って、別のスポーツイベントなどを統合して実施することを考えているので、今の段階でなかなか実施していくことは難しいかなというところはあるそうです。ただし、各自治会などから開催要望があれば、この辺りについては検討していくことも可能だということで回答を得ています。

ただし、今、スポーツイベントが多くなっているという状況があって、その部分が難しいかなという部分での回答があり、その辺が課題だということです。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

今回のこの5番の取組項目につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。皆さん、よろしいですか。

●事務局（板橋）

今回、山田委員に質問なのですが、担当課に持っていくときに、私も理解しないといけないと思っているのですが、自治会単位での市民運動会というものは、昔やっていた町民運動会みたいなイメージしているのか、これだけ見ると、自治会でやる運動会なのか。そこだけ確認させていただきたいと思います。

○山田副会長

町民運動会のイメージでおりました。

●事務局（板橋）

分かりました。では、市単位の大きな単位で集まってという意味ですね。

○山田副会長

はい。

●事務局（板橋）

分かりました。

○坂野会長

ありがとうございます。何かございますか。

何かないようであれば、評価ということになりますが。

合併した自治体では、今、山田副会長がおっしゃったようなことを実際やっていますし、旧明治の大合併であるとか、昭和の大合併やったところでも、こういったことが進められています。なので、否定するべきではないというような気もいたしますが、よろしいですか。

では、評価。

ここは今度、私ですね。

6番で、取組項目提案書ということになっています。これは非常に難しい話なのですが、市長室ないしは市長公室の新設ということで。

位置付けとしては、効率的な行政組織の構築ということになっています。これは背景が非常にありまして、実は、行政組織論という考え方で、執行権の強化というのがあります。執行権の強化というのは、やはり行政というのは、縦割り行政というように、かなり横の連携がうまくいかないと。実際にリーダーシップ、執行権、首長のリーダーシップ、要するに市長のリーダーシップを高めなくちゃいけない。これは学問的な話なので、そのためには二つあるのです。

一つは、政治的任用職の活用ということで、実際に副市長とか、あるいは任命制の職員を増やす。これは地方自治法上の関係では、なかなか無理だと。

もう一つは、スタッフ機構の充実ということなのです。これもまた行政組織の難しい話になるのですが、やっぱり分業というのが進むと、どうしても調整が必要になると。要するに、国の話でいくと経済産業省がある、財務省がある、いろいろな省庁があると。これ、全部縦割りです。一般的には、省あって国なしというような状況になら

です。そういう場合にどうするかというと、組織による調整ということが言われまして、じゃあどうするか。アメリカだったら大統領府、日本だったら内閣府をつくるということなのです。

自治体であれば、例えばスタッフ機構として考えるのは、市長公室、名称は何でもいいです。龍ヶ崎でもそれをつくったのですが。横串でつくるような組織ですね。企画とか、あるいは秘書課もそうですよね。そういったものをより権限を与えて総合調整を行うような、そういう組織を使うと。そうすると、市長の執行権が強化されるので、こういった危機管理等に非常に有効であるというのが行政組織論の考え方なのです。それができるかどうかという議論なのです。

実は、本市は、市長がすばらしい方なので、もう一つ調整としては、うまく組織図を書いて、うまく調整をするというやり方です。だから、例えば市長公室みたいなスタッフと呼ばれるものをつくって調整をするというやり方。

もう一つは、理念ないしは観念による調整、すなわちリーダーシップによる調整というのがございます。ですから、市長がリーダーシップを発揮して、うまく調整をするというやり方があるのです。

本市に関しては、市長がすばらしいのです。なので、その理念ないしは観念による調整がうまくいけるということが言えるかもしれません。ただ、市長が変わっても、誰になっても、そういう意味では組織がきちっとしていたほうがいいということで、今回の提案をさせていただいたと。あくまで学問上の話をしているだけでございます。

以上です。

事務局のほうで。

●事務局（元田）

事務局については、組織の関係が総務課になります。総務課に確認したところ、取組自体は難しいという回答を頂いています。

こちらについては、先ほどお話しいただいた部分の後段の部分のところのイメージになるかと思いますが、基本的には、私どもの市が、近隣各市と比べて小規模であるということと、市長の指示事項については、行政経営戦略会議という組織体をつくっておりますが、そちらは市長をトップにして、各部の部長などで構成されるものになりまして、そちらについて検討していることと。あと、そこで決定をした内容については、その場で指示をしているというような状況があるところから、市長直轄で補佐をする部署をつくと人員の配置をしなければいけなくて、なかなかその辺りが難しいというようなことで回答を頂いているところです。

○坂野会長

ありがとうございます。

司会をやりながら、自分で言うのもあれですけども、これはあくまでも学問上の理念的な話なので。これ、ルーサー・ギュリックという人が実際に提案して、大統領府であるとか、日本の内閣府の一応基本的な考え方になっている話をしているだけです。

例えば、私の知っている世界では、私の流通経済大学の地元、二つあります。松戸市と龍ヶ崎です。龍ヶ崎市は市長公室をつくりました。人口的には7万8,000です。それぐらいの規模になると、やっぱり必要なのかなと思います。白井市も、そろそろその仲間入りをするので、そういうことは念頭に置かれたほうがいいという提案です。現在は人口が8万弱というわけではないので、これ、今後の課題というふうにお考えいただければと思います。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。恐らく、質問されても、学問的な話ばかりしちゃいますが。これは学問的な理念の話ですから。

○高橋委員

事務局の方に質問です。

実際今、縦割りになっていて、横串での行政を進めるときに問題があるかと言われたら、ないということになると思うのですけれども、この場合は、どんな感じでやるのでしょうか。どういう行政が具体的になのかわからないのですけれども、例えば、組織が横串で行政やるというときに、それを取りまとめてちゃんと推進するというときに、どういう感じでリーダーシップを振ってやっていっているのかなというのが分からなくて。それがもし今市長さん抜きでしっかり機能しているのだったらいいと思うし。出どころをお聞かせいただきたいです。

○坂野会長

お願いします。

●事務局（板橋）

まず一つとして、白井市では、毎年、組織の見直しはやっています。行政組織の見直しということがあって、今、委員からもあったように、中途半端と言ったら語弊がありますがけれども、どこの課の仕事なのかは、やっぱりあやふやな仕事があります。

今どこかの部署には位置付けているのですけれども、うちじゃないのとか、こっちじゃないのという話は、どうしても出てくるのは事実だと思います。それは毎年、課題を出して、部長級と副市長や市長も入った組織の検討委員会というのをやっていて、そこでまず組織は位置付けています。

先に話をして申し訳ないですけども、坂野委員さんからもう一つ、子ども部の創設

という提案を頂いています。そこについては、総務課のほうが担当していますので、こちらにしっかり意見を伝えていきたいと思えます。

今、御意見の中で横串のお話があったと思うのですが、さきほど元田が言ったように、白井市は本当に小さい組織ですので、隣に行けば隣の課長がいるし、そこに行けば話はできます。それと、もう少し大きな施策的な話になってくれば、先ほど言ったように、行政経営戦略会議という市長をトップにした、部長級と財政課長と総務課長などが入るような組織があって、そこで情報共有しながら、この業務はどこの課がこういうふうに行っているかという指示があって、部長職がいる中で決まってくるので、個人的には、比較的風通しがいい中でやれているのかなと思えます。

ただ、もちろん、それはうちだよとか、うちじゃないよとかいう話はどうしても出てくる、縦割りで出てくるところは否定しませんが、最終的にはそういう組織の中で、一応、事務分掌というのはちゃんとしっかり決まっていますので、その中で、ここはどこだよと読み込んで落としていくというところもあるので、あんまり縦割りというふうには、自分は感じていないところです。

すみません、回答になっているかどうか分からないのですが、以上です。

○坂野会長

よろしいですか。

○高橋委員

はい。

○坂野会長

あえて言うならば、一般的に横串と言われているのは、官房、つまり内閣官房の官房ですね。官房系統組織と言われるのが、横串を指す組織と言われています。

例えば、国であれば官房三課とか、官房というのがまさにそれに当たります。内閣府もそうですね。ですから、例えば秘書課、人事を行います。文書課、実際に法規にも照らし合わせて、きちっとやっているかどうかというチェック。そして財政、お金ですね。実際にやるのが、会計課と言う場合が多いですが、そういうことが一般的には横串の組織とは言われています。これはあくまでも組織論の話です。

一般的には、白井市の話でいくと、二つポイントがあって。一つは、組織が小さいので、長のリーダーシップは発揮されやすいというものが一つ。もう一つは、行政経営戦略会議のような調整の場があると。そこでみんなで話し合えるというようなことになっています。

ただ、そういうときには、政治性、あるいは人間関係が崩れた場合はどうするのかと

か、いろいろな議論がありますけれども、組織論というよりは、組織の規模の問題、そして場の問題、この二つが解決される話だということは言われています。

●事務局（板橋）

ありがとうございます。

○坂野会長

よろしいですか。ほかに何かございますか。これは非常に学問的な理念の話なので、あったほうが、いずれ組織が大きくなった場合、あるいは、リーダーが変わっても機能するだろうということで、準備しておいたほうが良いというだけの話です。ですから、あくまでも理想論の話なので、これくらいにしたいと思います。

ほかに何かありますか。大丈夫ですか。

次に、また僕が続くのですね。今出てきた子ども部という話ですね。

子ども部というのは、始まりますが、子ども部の創設ということで、取組項目の7番目。効率的な行政組織の構築というのが指針の位置付けです。

内容としては、実はまさに高橋委員がおっしゃったように、これはやっぱり非常に縦割りなのです。子供のことに關しては、今現在、子ども庁というのをつくろうとか、いろいろな各自治体で子ども部というのはできています。子供のことに關しましては、一般的には児童福祉、福祉の所管というか、福祉をやっているところがメインで子ども部をつくることがあります。

ところが、子供の貧困で見られるように、子供で一番重要なのは何かと云ったら、教育なのです。教育という部分とくっつけないと、実際、子供がどのように苦しんでいるか。そして、学校の先生は、一番子供を見ているわけです。そして、いわゆる生活扶助、生活保護の話としても、最終的には、簡単に申します。あんまり行政用語ばかりしゃべると、この人はという話になりますので、学校のほうもやっぱり補助、扶助といいますが、そういうものも絡んでいます。

なので、子供のことを考えるとき、総合的に考えるときは、やはり教育と福祉というのを一緒にしないと駄目だということがずっと言われてきました。

一番よく卑近な例でいきますと、認定こども園の例ですよね。国では文部科学省、これは幼稚園です。幼稚園というのは学校です。ところが、保育所というのは、これは厚生労働省のまさに管轄で、従来は違うものでした。でも、同じ子供を扱うということで出てきたのが、先ほどの相互調整機能を担う内閣府がそれを担当する、所管と言っていますが、担当することになって推進したということなのです。

ですから、そういう意味では、市長室、あるいは市長公室の意義というのはあるのですが、それがなければ、子ども部とかということで、教育委員会の仕事と、実際に児童

福祉を集めたそういう部署をつくったほうが効率的だということで、現在増えてきています。

私、かつて中野区に住んでいたのですが、中野の総務部長といろいろ話をしていたことがありまして、中野には、子ども教育部とあって、教育委員会の方が、要するに児童福祉のこと、両方を兼ねています。我々は併任、両方をやっているのですが、教育委員会のほうで、あなたが教育委員会に、事務局の人ということで任命されています。あと、区長が、福祉の区長部局とあって、区長直属の部下だということで両方の任命を受けるのです。併任ということで両方を兼ねています。なので、教育と児童福祉を兼ねているような部署が中野区でもございますし、千代田区でもそのようなことを私自身はヒアリングで、ああやっぱりこうなのだなというふうに思っていました。ですから、そういうものが、白井では先ほどのように縦割りはないということでございましたので、それはそれでいいのかもしれませんが、これはまた組織論ですみません、行政学者なので、組織論のお話ばかりですが、組織論としてこういうものがあつたほうがいいのではないですかという、そういう御提案でした。

以上です。

事務局のほうでお願いします。

●事務局（元田）

事務局としては、同じく総務課が担当しておりますが、こちらについては、取組むことについては課題があるという話がありました。

先ほどお話しいただいたように、連携することでの効果というのもありますけれど、同一分野で、それぞれ今の状態で連携しやすいという形でやっているのですが、大人と子供の所管部が分かれることでの非効率なども起き得る可能性があるのではないかなということがあります。

ただ、こちらについては、内容として子供の関係というのが、子ども庁ということについての検討を進めているという国、県の動向としてありますので、その辺りを踏まえて検討していきたいなというようなところで考えているというところです。先ほど、板橋課長から話をさせていただきましたけれども、組織については、毎年検討しているところもあるので、その中でまた変わっていくかもしれないというところと、またこのような意見があつたことについては、伝えさせていただきたいと考えています。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございました。こちらはたしか子ども部はあるのですよね。

●事務局（板橋）

健康子ども部というのがあります。教育委員会は教育委員会で別にあります。

○坂野会長

福祉の子供を集めたという、いわゆる福祉の部門ですね。

●事務局（板橋）

そういうことです。

○坂野会長

ありがとうございます。

ほかに、皆さんのほうで御意見、御質問等ございますか。

○山田副会長

質問してもいいですか。

○坂野会長

はい、どうぞ。

○山田副会長

これ、子ども部ができると、大人と子供で所管部が分かれるということが一緒になるので、メリットがよく分からなかったのが一つで。これがあると、どういう市民恩恵があるのかが分からなかったのと、子供が救われるのですか。それとも、行政が効率化されるのですか。

○坂野会長

それを効率化と言うかどうかですけれども。

○山田副会長

少子化だけれども、そういった手助けが必要な子供というのは増えているということですか。

○坂野会長

例えば生活保護とか、給食費を払えない人とか、そういう話も全部学校が把握するのですよね。そこから生活保護に上げていく、扶助を出すということで。実際には、先ほ

ども話したように、子供に焦点を当てるならば、教育と児童福祉、福祉の分野を一緒にしたほうがいいだろうという発想です。

ところが、福祉ということを考えれば、生活保護というのは、例えば現在、非常に問題になっているのは、一人親世帯ということですね。子供の貧困でよく出てきますけれども。そういった大人をメインにするのか、子供をメインにするのかという、そのターゲットというのもやっぱりありまして、福祉の観点から見れば、生活保護であるとか独り親世帯の扶助、保護というのも考えるならば、福祉全体で考えた方がいいのではないかという発想ももちろん出てくるわけですよ。ですから、どこの視点を取るかという、その視点の問題なのです。子供を中心にするのか、大人を考えながら、子供は大人とワンセットなのだと、世帯単位なのだと。だから、そこにおじいちゃん、おばあちゃんが入れば、高齢者福祉ということになるわけでしょう。だから、日本の福祉というのは、どちらかという世帯単位というのが非常に多かった時代がありました。ただ、現在は、特に子供の、私たち子供と言う場合もありますけれども、そういった国際的な条約も入りましたので、子供を中心に考えようということで随分と変わってきています。

○山田副会長

これをやらない理由は何かあるのですか。

○坂野会長

組織改革すると、全般的に変わるというのと、あと、教育委員会と正直、福祉というのは、非常に難しいところがありまして。はっきり言いますと、あまりここで言うと、よろしくないのかもしれないけれども、お金に紐がついているのです。

例えば、学校関係というのは、文部科学省というのがバックについているのです。そこからのお金があるのです。それに対して、福祉のお金というのは厚生労働省なのです。そこからのお金があるのです。だから簡単に言うと、国があつて、県があつて、市というところに流れが一つ、それぞれについちゃっているのです。ですから、それをどうやってまとめるかというのは、これははっきり言って、組織改革で決断を誰が出すかという。

○山田副会長

じゃあ、私たちが今ここで議論すべき、判断すべきは。

○坂野会長

単純な話、やったほうがいいか、やらないかだけであつて、その判断というのは、そういう国との関係もあるでしょうし、そういう判断で中野区とか千代田区とか、幾つか

の自治体ではやっています。だから、それは決断の問題ではなく、私たちは子供視点なのか、福祉という世帯視点なのかという、それだけしかできないと思います。

○山田副会長

ありがとうございます。

○坂野会長

すみません、学者はこんなことばかり言うので、理屈っぽくて、職員の方にとってみたら、やめてくれよという話であると思うのですが。

一応、ほかになれば、これで評価していただきたいと思います。

次に、もし評価終わられましたら、8番、太田委員なのですが、太田委員は事務局のほうでやっていただくのですね。

●事務局（元田）

事務局から説明をさせていただくことを考えていますが、どうでしょうか。次回にご本人がお越しいただいたときのほうがいいでしょうか。

○坂野会長

それでもいいですよ。御本人がやっていただけるなら。

●事務局（元田）

全部終わるようであれば、事務局でと思ったのですが、今ちょうど時間が、大体半分ぐらい終わったところですが、今の状況だと、全部終わるのはなかなか難しそうかなと思いますので、では、もし次回お越しいただくようでしたら、今回は飛ばしていただいたほうがよろしいかなと思います。

今、宗和委員が入られていますのが、宗和さん、聞こえていらっしゃいますかね。

○宗和委員

遅くなって申し訳ないです。聞こえています。

●事務局（元田）

はい。

よろしく願いいたします。

○宗和委員

よろしく申し上げます。

○坂野会長

宗和委員、どうも御無沙汰しています。どうも、またよろしくお願いいたします。

○坂野会長

それでは、取組項目の9番です。項目名は「法定外目的税」の新設ということで、指針の位置付けは、財源の確保ということになっています。

4番なのですが、内容の話です。結論から申しますと、これは実現できるかできないかというよりは、議論をしたほうがいいのではないかという話です。それはなぜかという、すみません、また学問的な話になりますが、1999年の地方分権一括法、475本の法改正によって、実は法定外目的税といって、地方税法の決められた項目以外に、自分たちで実際、各地が、要するに地域が税金、法定外、要するに地方税法で定められたもの以外にちゃんと税金をつくれることになりました。有名なのは、河口湖町の遊漁税、釣りですね。それで釣りを取ったら、特にブラックバスとか、いろいろそういうものありまして、釣りのそういうところに、環境整備に回すとかそういう税金ができました。ここでは、梨もぎなどと書いています。何でもいいのです。

やっぱり税というのは、参加なければ課税なしというくらい、古来から非常に重要なものでした。ですから、やっぱり今後、白井市も税源というものは足りなくなっています。白井市は豊かだと思えますよ。豊かだと思えますが、今後やっぱり少子高齢化の波で当然なくなります。だから、その前に白井の住民の方々に、何か税とか、自分たちがそのうち税金払うわけですから、足りない部分はやっぱり自己負担という、ある意味において痛みを負うという意味で、税を考えたらどうですかと。税を考えることによって、白井の魅力、白井の特色というのが出てくるのではないかということで、一応、勝手に梨もぎの税とかと書いたのですが、そんなものは別にどうでもいいです。

税というのは地域の特性と関係しますので、そういった地域の特性であるとか、白井ということをつかんだ上でみんなで議論して、駄目なら駄目だと思います。これはもう議会のこともありますし、現実的にできるかどうか分かりません。もっと言うならば、恐らく近隣で法定外目的制なんかをやっているところは、僕の知る限りで、ないのだと思います。

なので、二つありまして、一つは、地域のことをみんなで考えよう。もう一つは、白井は目立たなかったのですが、目立ちましょうねということです。やっぱり最近、白井は、ふなっしーに負けています。だから、何とかこういう目立つことをやったらどうかというのが、私の書かせていただいた趣旨でございます。

以上です。

●事務局（元田）

事務局の追加の部分なのですが、事務局として、例示であるというふうに捉えないで、単純に「梨もぎ税」ということの法定目的外について回答してしまっているのが、坂野会長のお話と少し変わってきてしまったのですが、取組は難しいということになります。

こちらについては、補足の話になってしまうのですが、梨狩りを行っている梨園というのは、白井市では2件しかなくて、増えていない状態です。

観光農園は少ないのには、二つ理由があって、梨狩りを行うよりも販売単価の産直売で出したほうが高く売れるよということと、あともう一つ、梨狩りというの、いわゆる何々もぎというものになります。そちらについて実施するメリットは、収穫のコストがかからない、選別のコストがかからないというのが利点であるのですが、梨というのは、すごく病気に弱くて、梨農家は梨園に人が入るというのをすごく嫌がるのです。

実際、高齢となって、体力的に梨の収穫ができなくなってしまうと、自分の梨を全部切ってしまうのです。梨は、管理がうまくいかないと、黒星病などの伝染する病気があって、自分の園がその病気にかかると、すぐによそにもうつってしまうので、他の農家に迷惑になるということで切ってしまうということがありまして、市内には観光農園自体が非常に少ないという状況です。

あともう一つは、フルーツ狩りということについて、目的税をかけることというのが、現実としてフルーツの高くなってしまいうので、どうなのかなというところと、コストに対して、割に合わないというようなところで取組は難しいということだったのですが、申し訳ありません、先ほど会長がお話いただいたような、例示だということではなくて、そのまま安易に答えてしまったのですが、このようになっています。

以上です。

○坂野会長

実現の可能性は低いのですが、先ほど山田副会長がおっしゃったように、みんな議論するという、そういう意味で書かせていただきました。

なお、実は梨ということでは、非常に私のイメージとしては、鳥取県がございます。倉吉に梨の博物館がありまして、実際にその梨の博物館がいろいろな梨のを見せてくれています。そういうような博物館、これは県単位の博物館ですが、むちゃくちゃなことを言わせていただきます。現在の知事熊谷さんですけれども、知事はいろいろなところに今、足を運んで、市民の意見を、県の中のいろいろな人の意見を吸い上げているということをされています。そういう中で、一つ、そういった白井も一つ観光の博物館

を造ってくれとか、そういうことでもいいと思いますし、いずれにしても、何らかの白井の名所ができれば、僕はうれしいなと思っています。

ということで、何か御意見、御質問ありましたら。

○高橋委員

高橋です。法定外目的税の検討はしたほうがいいなと思ったのですが、こういうのを制定できる場所というのは、ものすごい観光資源を持っているところのような気がしたのです。さっきの河口湖の話とかだと。

そういう、ここでしかできないようなことに対して税金をかけるという意味で、かけられるのかなと思ったのですが、白井でいうと、それを議論しなくてはいけないのであって、こういう観光資源というものを考えて、それに対して法定外目的税が取れないか考えてみようという話ですよ。

○坂野会長

はい。

○高橋委員

分かりました。

○坂野会長

東京都で有名なホテル税とかいろいろありましたけれども。ほかに何かありましたら。あくまでもこれ、議論の場ということなので、実現できなくても私はいいと思っています。

ほかに何かなければ、これで評価をいただくということで。よろしいですか、次に移って。

次は、取組項目の10番、高橋委員のほうからお願いします。

○高橋委員

これも税金の話なのですが、白井、特に駅前なんかで畑のように見られるけれども、実際、農地として活動されていないような土地があると思います。そういった土地に対しての税率というのが、正しく調整されているのか。遊休農地と市街区にある農地というので税率が違うというふうに勉強したのですが、その辺が正しく評価をして、あるべき徴収をしているのかということを知りたいと書いておきます。

○坂野会長

では、事務局のほうでお願いします。

●事務局（元田）

では、事務局から報告をさせていただきますと、こちらについては、課税課が担当課になりますが、そちらに確認しましたところ、今お話いただいたことについては、実際に既に実施している状況です。

少し補足をさせていただきますと、白井市に限らず、市街化区域と調整区域というような位置付けをしていて、都市計画上の区分がございます。この中で、白井市の場合の市街化区域、駅前などをイメージしてもらえれば良いと思うのですが、家を建てられる場所ですね。その区域にある農地については、今回、高橋委員のおっしゃっていた特定市街化区域農地ということになっています。千葉県の中でも、23市が特定市街化区域農地の対象市となっております。白井市については、特定市街化区域農地となっております。こちらの中の農地については、基本的には宅地並みの課税になっています。ですから、荒廃している、していないにかかわらず、農地については、基本的には宅地並み課税となっている。

ただし、生産緑地という制度がありまして、お聞きになられたことはございますか。営農に関しては、30年間そのまま営農することを義務づけられた土地になっていまして、その制度があるところについては、農地としての課税をかけていると。農地の値段になっているということになっています。

白井市の場合、市街化調整区域というものも結構ありまして、そこについて、いわゆる耕作していない土地については、山林ということで取り扱いをしております。農地としての課税ではなくて、山林としての課税になっています。ただ、山林としての課税も、額としては小さいのですけれども、市街化調整区域というのは家を建てない場所になりますので、そちらについては山林になっていて、今回提案いただいたことについては、やっていますというような形の回答ということにさせていただきます。と思います。

以上です。

○高橋委員

ありがとうございます。

○坂野会長

よろしいですか。この件につきましては、何か御意見、御質問ありますか。大丈夫ですか。

ということで、評価をしていただいて。

その次は、11番ですね。これは太田委員なので、次回ということですかね。

12、13もそうですね。これは、太田委員にお願いするということ。

では次、14ですか。今委員、よろしいですか。

今委員、よろしく申し上げます。

○今委員

この白井市内の中に、書店とレンタル店というのはないと思うのですが、その件で、もし誘致ができれば、図書館の改修というような形でも。何かできることがあったらなということで提案をさせていただきました。

市内には書店も大手のレンタル店もなく不便を感じています。印西や鎌ヶ谷のほうに行けばあるのですが、書店がないというのはどうなのだろうというふうに考えていまして。本を買いたいなというふうな思っているのですが、やっぱりニュータウンか鎌ヶ谷、あとは柏の大きなショッピングセンター内の書店まで行かなきゃいけないというのが。図書館がものすごく充実しているのであればいいのですが、前に新刊本を借りたいなと思ったときに、予約が何十人も入っていて、六十何番目とかそういう感じで、いつになったら借りられるのという感じだったので。

あとは、この前、広報しろいでしたっけ。何か載っていたのですが、蔵書がなくなっているというふうな書いてあったのです。盗まれているということだと思っております。そういうこともあるので。ただ、図書館に寄附ではなくて安く買い取って、それを有料で貸出ししてもいいのかなというふうには思ったのですが、なかなかそれは難しいと思っております。一応提案をさせていただきました。

○坂野会長

ありがとうございます。事務局のほうから申し上げます。

●事務局（元田）

こちらについては、多分二つの内容があったので、それぞれについて確認をしたところ。どちらも取り組むには課題があるというような回答があるのですが、少し色合いが違います。

産業振興課は、商工業とかの発展の関係なのですが、民間の書店を誘致するには、今、本屋さんを目的とした誘致というのを想定はしていないのだけれど、必要性があれば、またその辺りについては考えるというふうなところ。この後にも出てきますが、白井駅周辺の改善というふうなところを少し考えていまして、その中で検討をしていくこと自体はできるのかなというふうなところが、産業振興課の考えなのです。

一方、図書館についてですと、先ほどの有料化というところについては、図書館の無

料の原則というのもあって、ここでは貸出しでということを書いていますが、貸出しが有料であってはいけないかどうかについての議論はいろいろ分かれるところなのですけれど、図書館自体は無料であることが求められているというような状況になっているので、安価に貸出すということは、図書館としては難しいというところですよ。

ただ一方で、佐賀県の武雄市などが始めましたけれども、TSUTAYAさんとの連携として、図書館の部分と分けて、そこで書店をやっているというような事例はありますが、ただ、そこをやるとなると、レイアウトなどが難しいのかなと。佐賀県の武雄市については、大規模な改修を行っています。新たに造る場合であれば、その辺りを想定して造るということもできますが、武雄市の場合は大改修です。もともとあったところを大きく変えて、新設と同じぐらいのものにしているのですけれど、そのような状況なので、その辺の費用というのは、なかなか今現状で検討するのは難しいのかなというように回答が図書館からあったところですよ。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

では、今の今委員のお話の中で、御意見、御質問等ございますでしょうか。

せっかくですから、宗和さん、どうですか。今の意見は。

○宗和委員

ありがとうございます。

実は、先ほど武雄市の例がありましたけれども、全国には民間が運営をしている図書館というのがたくさんありまして。山口県かな。この間、徳山市というところに行きました。そこも駅の横に民間が運営している図書館があって、そこは図書館なのですけれども、民間事業者は本の販売もしている。あと、その横には、ちょうどテラスみたいなところにスターバックスが入っているという形で。私は初めて行きましたので、えっと思ったのですけれども、慣れていないと、この本は借りるための本なのか、売っている本なのか、よく分からないぐらいの感じですね。そういう意味で言うと、これまでの図書館とか本屋さんとは、また違う新しい形というの、いろいろ今後あり得るのではないかなというふうには一つ思います。

それと、どうしても、今お話したのは駅のそばにあるのですけれども、そういったある程度にぎわいのあるところじゃないと、なかなかモデルとしては成り立たないというの、まず一つあると。

あと、もう一つ例としてお話ししますと、青森県の八戸市というところなのですけれども、そこはトップの方の意向で、本のある町というのを大きなテーマにされています。

て。小さな図書館みたいなものがすごく多いですし、例えば民間の、極端なことを言うと、飲み屋さんに入っても、小さな図書コーナーみたいなのがあったりして、すごく本を売り物にしているというか、地域づくりに本というものをすごく活用している自治体さんがあるのですよね。皆さんが読まれた本を捨てずに、そういうところに持ち寄って、そういった飲み屋さんとか喫茶店に並べたりしているのですけれども、そういったまちづくりに図書というか、本というものを使うというような考え方もあるのではないかなというふうには思います。考え方によっては、いろいろな可能性がある御提言なのではないかなと感じます。

とりあえず、以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

皆様、何かありますか。御意見、御質問等がありますか。

非常にすばらしい例を宗和委員がお話ししていただきましたが。評価にいきますか。図書館というのが今、非常に問題になっておりますが、実際、この近隣では、浦安市が昔、図書館によるまちづくりをやっていたということで、非常に有名だったと思います。そういう意味で、浦安なんかの事例もありますし、可能性としては高いのではないかなというふうには思います。

では、評価をしていただいたということであれば、その次は15番、これも今委員になりますが。御準備ができたなら結構です。

○今委員

15番の提案なのですが、子供が遊べるキャンプ場です。以前にキャンプ場がどこかにあったというのを聞いたことはあるのですが、娘が白井少年少女合唱団というのに入っていたことがあって、そこで合宿に使えないかといったことがありました。

結局行かずじまいで、その後閉まってしまったということ。知人から言われたことなのですけれども、子供が孫を連れて白井の実家に来たときに、遊ばせる場所がない、連れていく場所もないので、そういうところを造ってもらえたらいいなということで提案をさせていただきました。

あと、手直しと云々というのは、全然なくなってしまうのですけれども、アスレチックとか。16号と七次台の間に恩賜公園みたいなのが一つ、もう潰れちゃったのですか。人も行かないようなところではあったのですが。

ふるさとの森でしたっけ。何か聞いたことがあって、そこはもう機能していないのですかね。昔、アスレチックがあったというようなことを聞いたことがあるのですが。ただ本当に、歩いていくような場所で、車も入っていけないし、昼間でも、たしかうっそ

うとしていたような印象があるので、そういうところを改造して使えるのであればいいのかなということで提案をしてみました。

○坂野会長

ありがとうございます。

事務局のほうからお願いいたします。

●事務局（元田）

市営のキャンプ場については、先ほどお話あったように、実は、これは利用状況や物が老朽化していることなどもあって、廃止をしたところですが、また、もともと借地だったということもあって、廃止したということもございます。担当課のほうとしては、取組は今の段階では難しいというような回答があります。

というのが、既存の公園をやるのはなかなか難しい、小さなアスレチック遊具であれば、いろいろな公園にあって、遊具として直してはいるのですけれども、いわゆるキャンプ場として、野田市の清水公園のようなものをイメージされているのかなと思うのですが、なかなか今の公園でやるというのは、既存の公園の利用者に制限がかかることとなるので、難しいというようなところがあります。また、費用対効果として、なかなかコストとして割が合わないというところがあります。

ただ、先ほどお話しいただいたように、市内には、野口だけではなく、例えば神々廻の運動公園に行く途中などに市民の森というのがあります。市民の森なども含めて、P a r k - P F I ということで、民間事業者からこういうふうにしたいよという提案、民間のお金でやって、そこで利益を出すというようなことであれば、そういうことについては検討していくことの余地はあるのではないかなという回答です。担当課は都市計画課というところになりますが、そちらの回答としては、検討はできるかもしれないけれども、今の段階で市が直接やるということについては、難しいかなというような回答を頂いているところです。

○坂野会長

ありがとうございます。

今のところで何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

宗和委員、特にないですか。大丈夫ですか。

○宗和委員

公園というものについての御提言ですけれども、そこにP a r k - P F I というふうに書いていますけれども、これまで公園というのは公共のもので、比較的、利用方法に

についても非常に制約が多かったのですけれども、もっと有効活用できるのではないのかということで、民間の提案を受けながら有効活用していきましようというのが、このP a r k - P F I です。

御存じかもしれませんが、上野公園のところに、駅から国立博物館のほうに向かって歩いていくと、真ん中に噴水があると思いますけれども、ちょうどその噴水の両脇ぐらいのところに、今、レストランとスターバックスが入っているかと思います。あれはまさにP a r k - P F I なのです。昔は、それは、公園にああいうのを造ったら駄目だったので、今回、法律が変わって造れるようになったということです。

今、公共施設マネジメントとって、自治体の公共施設をどういうふうに今後していくかというのが大きなテーマになっているのです。多くの自治体では公共施設が老朽化していて、それを建て替えるだけのお金がないというような状況なのです。

一方で、自治体では、にぎわいのあるまちづくりみたいなことがよく言われていて、にぎわいのあるまちづくりとはどうするのですかという、すぐに自治体は、何か施設を造って、そこに人を呼びますというふうに言うのだけれど、最近、私は、施設であることがにぎわいを妨げているのではないかという気もするのです。施設がなかったらすごくいい公園なのに、施設があるがゆえに、特定の人しか入れないというか、施設があるのだけれども、前は通っているけれども、そこは一回も入ったことはないですよというようなケースが多い。そういうことを考えると、施設がないほうが、にぎわいのある町ができるのではないか。

例えば、海外なんかに行くと、特にヨーロッパなんかだと、ちょっとした公園で、そこには観光客もいて、地域の住民の方もいて、特に何の目的でもないけれども、例えば、高齢者の人が何人か集まって、そこでしゃべってみたい。そういうような公園があったりする。日本には、そういった誰でもが、ふらっと行って、友達同士で会って「元気にしてるか」みたい、そういうようなところがすごく少ないのではないかなという気がするのです。

そういう意味で言うと、ここではキャンプ場というふうには書かれていますけれども、例えば、公園をもっと行きやすい、ふらっと行けるような公園にするというような、そういう取組というのは、確かに重要な取組なのではないかなと。また意外に、日本の自治体で、そういう目的で公園を造っているというのは少ないのではないかなというふうにも思いますので、白井市としても、新しい取組になるのではないかなと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。では、評価のほうをお願いしたいと思います。

御準備できましたら、次の16番、今委員、お願いいたします。

○今委員

ドッグランの設置で、一応、市営とは書いてあるのですがけれども、もちろん民間のものでも構わないです。可能ならば、大型なものが欲しいというのも、これは知人の意見です。

その方は犬を飼っていて、白井にないので、鎌ヶ谷と柏と、印西にもあったかな。そういうところへ、要するに市外の利用者として行って、一回一回お金を払って使っているという話だったので。ドッグランだったら簡単に造れるのかなと、主婦的な目線で申し訳ないのですが、要するに土のところを走らせればいいのか。犬のことはあんまりよく分かっていないのであれなのですが。そういうので、取っ掛かりとして、犬を飼っている方も結構多いのではないかと最近思うのですが、そういうことで少し安く、薄利多売ではないですが、1回幾らの利用料みたいに取れば、少しは施設を、例えばフェンスとか造ったりしてもいいのではないかなと思います。

あとは、その方が言うには、ちょっと変わった施設みたいなものを造れば、リピーターが増えるのではないかなというように話をしていました。例えば、ここにはないけれども白井にはあるよということになれば、PRにもなるし、そういうことで人寄せができるのではないかなということでも提案させていただきました。

○坂野会長

ありがとうございます。では、事務局のほうでお願いいたします。

●事務局（元田）

事務局からの回答、こちらと同じく都市計画課の公園の担当なのですが、これは、書き方として、取組は難しいということを書いているのですが、少し補足だけさせていただきます。

こちらについては、既存の公園では実現が不可能だという回答です。既存の公園については、先ほどお伝えしたとおり、新たに何かを始めると、制限を課してしまっただけで使えなくなってしまうので、難しい。

新たなところを開設すればよいということもあるとは思いますが、白井市は、市として所有している土地があんまりないというような状況があります。もちろん全くないというわけではありませんが、そこについては、費用対効果などの、先ほどおっしゃられたように、コストとしてどっちが割に合うのかというのを検討しなくてはいけない状況です。

あともう一つ、取組は難しいとまで書いていますけれども、提案があれば、民間のお金でやってもらえるのであればいいのかなというようなところで考えていると。検討の

余地はあるかなというような回答があったところで、難しいのは、既存の公園をやることは難しいというようなことでの回答でした。

ドッグランについては、後でまた出てくるのですけれども、少し立ち位置が違うのですよね。今回は、財源の確保というところでの回答ということでさせていただきます。回答自体は、そんなに変わらないですね。

○坂野会長

ありがとうございます。

では皆さん、こちらの件に関して、御意見、御質問。

大江委員。

○大江委員

市に質問なのですけれども、多分、今さんのところも近いのではないかと思いますけれども、七次のところに調整池がありますね。あそこの横に草っぱらがあって、あそこが事実上ドッグランになっているのですけれども、ああいうところというのをドッグランにさせちゃいけないのでしょうか。

○今委員

多目的広場という名前ですよ。

○坂野会長

お願いします。

○大江委員

あれは多分、市の所有ですよ。

●事務局（元田）

あそこは、基本的に水がつかるという前提になっているので、常設の施設を置くというのを想定していないようです。七次台もそうですし、けやき台のところの下にもありますが、大雨の際には水に浸かってしまっているのですよね。そのところで多分、常設的なものを置いてということではできないので、単なる荒れ地になってしまっているというような状況なのだという話は、以前、聞いたことはあります。詳細については、確認はさせていただきます。

○大江委員

ドッグランだったら、そんな大がかりな施設要らないでしょう。だって、犬は走ればいいのだから。現に今、犬はあそこを走り回っていますからね。そういうところを利用すれば、簡単にできちゃうのではないかなという気はしますがね。

●事務局（元田）

多分、後ほどの話にも出てくるのですけれども、市がお金を取るというときには、使用料条例というか、条例をつくっていく必要があるのです。条例をつくるということは、基本的に常設であることになるのです。なので、使えなくなるというのを想定している施設だと、お金が取れないという、使用料の話だけとなってしまう恐縮です。

ただ、先ほど言われたように、実質的にドッグランになってしまっているという現状もあるので、その辺りについて、少し確認をさせてください。メールなどで回答させていただければと思います。一応考えとしては、常設であるものに対して、使用料がかけることができる、もしくは期間を限定してなど、その辺の部分が、お金を取るというのは、結構難しい。無料で開放するということとお金を取るというのは、少しずれが出てくるのかなというふうに。これは個人的な考えなので、そういうふうに思いました。

○坂野会長

ありがとうございます。ほかに何かありますか。

とりあえず評価をしていただいて、同じものが24番にありますね。これは高橋委員なので、説明も同じだということなので、今、申し訳ありませんが、そちらやってしまったほうがいいかと思います。

なお、今、大江委員からありましたが、今委員も言っていましたように、犬嫌いもいるのですね。犬が走るのを勘弁してくれという人もいるので、なかなか犬好き、猫好き、いろいろおりますので、これは市民としては、意見がいろいろあるかもしれません。

では、高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員

私の案は、白井の魅力向上の施策として書いたと思うのですけれども。私は犬飼っているから感じるのですが、例えば、昔住んでいた神戸とか自由が丘とか松戸は、歩道がなかったり、ものすごく狭かったりして、ほとんど犬と一緒に歩けないのです。それに比べると白井というのは、歩道がものすごく広いし、ちょっと入れば山林のような道があったりして、散歩をするところとしては、ものすごくいいところだと思います。僕からしたら、白井はそういう点で、犬と暮らす町としては、すごくいい町だなと思うのです。

非常にサンプルは少ないのですけれども、散歩している中で、犬のために白井に移住

したみたいな人が、浅草と埼玉の浦和だったかな。埼玉の繁華街のほうから、犬がいるので、より住みやすいところということで引っ越してきたという人もいたので、そういう声はあるのかなと思っています。その声に便乗するというか、その声にもう少し乗っかる形で、ドッグランみたいなものもあれば、より犬と一緒に暮らせる町としてのアピールになるのではないかなと思って、ドッグランを提案したいなど。

P a r k - P F I という概念も勉強したのですけれども、こういう概念で民間事業者を入れてやるという実現方法を検討できればと思っています。多分、ドッグランを経営するときは、難しいと思っています。汚いドッグランもあれば、きれいなドッグランもあって。きれいなドッグランというのは、やっぱりちゃんと整備する人が入っていて、受付の人もいて、それで成り立っているから、そういうのをしっかりやれる人を置いてやるという意味で、P a r k - P F I というのはいい考えなのかなと思っています、その辺の検討ができればなど、さっきの話を聞きながら思いました。

○坂野会長

事務局のほうでお願いします。

●事務局（元田）

回答としては、先ほどと同じようなところで、既存の施設では、実現不可能だというような回答でした。

先ほどおっしゃっていた公共施設の最適化という観点と、あと、今回の提案はどちらかというところ、魅力づくりという観点なのですかね。この提案自体、意見として、また改めて担当課のほうに投げかけてみたいなどはと思っています。

先ほどのP a r k - P F I の話についてですが、宗和委員は、公共施設全般についての全国的な専門家ではいらっしゃるのですが、先ほどの公園のお話の中で、公園で何ができるかというところについて、上野公園もお話ありましたけれども、都市計画上、公園というものの位置付けについては、基本的に日比谷公園が参考になっていまして、日比谷公園にあるものは、何でもできるというような状況があります。例えば広場であったりとか、野音であったりとか、あと、松本楼のようなカレー屋さんとか、そういうようなところもあって。あと、都政会館もありますかね。ああいうふうなものも公園の中に設置することができるということがあって、それぞれ公園の活用というところが今広がっている。公園と隣接して保育所を造るというようなところも、都心の中では造られているようなところもあって、公園の活用というのは出ているところです。

P a r k - P F I については、よろしければ、宗和さんに少し補足をしてもらったほうがよろしいですかね。すみません。

○坂野会長

では、宗和委員、補足ということなので、お願いいたします。

○宗和委員

補足というほどのものはないですけれども、この4、5年ぐらいの間にできた最近できた制度ですので、まだまだ事例も少ないですし、逆にいろんな可能性があるかなというふうにも思います。

あと、恐らくポジティブな意見を求められているのかもしれないのだけれども、Park-PFIのネガティブな意見を少しお話しすると、ある自治体でお城のある公園ですね。真ん中にお城があつて、その周辺が公園になっているという、割とどこにでもあつたような感じかもしれませんが。そこのお城の一角に、民間を誘致した形の施設を造ろうということを考えられたのですけれども、そこは市民の大反対がありました。最終的にどうなったかというのは、まだ、たしか事業化されたかと思うのですけれども、やはりみんながこれまで親しんできた公園ですので、反対意見というの、当然そこにはあるのではないかなというふうにも思います。ただ、Park-PFIというのは、いろいろな可能性があるものだというふうにも思います。

とりあえず、以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

またそういった機会が出てきたら、またいろいろ宗和委員に御教示いただきたいというふうにも思います。

こちらのほうは、これで評価をさせていただいてよろしいですか。

ということで、こちらのほうは一旦終了させていただきます。

次は、提案項目が、取組項目17番、山田副会長からお願いしたいと思います。

○山田副会長

これ、21番に大江委員も書かれているプールの利用で、多分、視点がすごい真逆だなと思って見ていたのですけれども。私は、この白井市のプールはすごく、スライダーがあつたりして、あと、ほかからも結構人が集まつていて、特徴的、かなり魅力があると思つているので、どうにか残してもらえないかなというので値上げというのを考えているところです。50円でどれぐらい違うのかというのはあるかなとは思つていますが。

以上です。

○坂野会長

では、事務局からお願いします。

●事務局（元田）

それでは事務局からお答えします。担当課は生涯学習課になりますけれども、取り組むには課題があるという回答となっています。

先ほど使用料の話を少しさせていただきました。市民プールについては、指定管理者が管理している施設なので、使用料ではなく、利用料金ということになります。基本的には使用料と同じものになり、市の公の施設と呼ばれるものの料金、使うために必要な料金ということになります。

こちらについては、原則として、必要な部分についてお金を取りなさいということなので、利益を出してはいけないということになっています。この市民プールについては、先ほどお話をいただいたのですが、屋外型のものなので期間が短いということなのですが、入込客自体は非常に多い施設で、お子さんがいらっしゃる方だと、ひょっとしたら一度は行かれたりしているのかなと思います。

大江委員のところでも少し、実は説明をしようかなと思っていたのですが、利用者について、お伝えしますと、千葉県が発行している「令和元年度 観光入込調査報告書」という報告書があるのですが、そちらの中では、白井市に来ている観光客の中で、市民プールについては、営業期間が期間短い中で、年間4万人来ているとなっています。ちなみに白井市の中では、観光地としては4番目というところですよ。

ちなみに30年度、その前の年については、6万人来ている。市民プールは、屋外型で天候に左右される施設になりますので、実は4万人は少ないのですが、4番目に来ている施設となっています。

更に蛇足ではありますが、1番は、私は意外でしたが、「白井の湯」でして、年間22万人来ているとのことですよ。桁が一桁違うので、すごいなと思ったのですが、そういうようなところで、4番目に来ているところで。それなりに人は入っているところがあります。

また、白井市の「使用料の考え方」がありまして、稼働率というのを考えないで設定するという事になっています。

通常ホテルの料金については、部屋が空いているとお金が取れませんので、一般に稼働率を意識して料金設定をするのですが、市の公共施設というのは、場所に依存するものが非常に多くて、例えば、各センターについては、駅前の街中にある施設と、例えば第二小学校のほうにある駅から遠い施設があって、稼働率だけで言えば、当然駅前の施設の方が高いのですが、自治会の会議とか、そういうもので利用しているので、同じ目的ということもありまして、同じ値段で使えるようにしましょうと、同じ同種の目的の施設には。例えば、レクホールは、同じ市内同一料金にしましょうというイメージなの

です。というのは、基本的に近くの施設を使うので、いくら安いからといって、遠くのセンター利用するのは、なかなか難しいよという考えがあつて、稼働率を考慮しないというようなことになっています。その稼働率を計算しないという考え方で、今の市民プールのコストについて、一人当たりの金額を積算すると実は、市民プールは稼働率を考えないと、料金としては適正な額がとっています。

ちなみに次のページ、26ページをめくっていただきますと、条例で定める額で、市内の料金は、適正な額は480円ですよということをやっているのですが、実際は450円となっています。これは、指定管理者制度になっていて、指定管理者さんが料金を下げてやっています。これは、指定管理者が、管理の関係からお金の金種を100円と50円にしたいというようなこともあつて下げているところなので、適正以上にお金を取ることは難しいかなというところですよ。

以上です

○坂野会長

ありがとうございます。何か、今のお話の中で、御意見、御質問ありますでしょうか。
高橋委員。

○高橋委員

適正価格という概念は分かった気がします。

ただ、プールに関しては、どこかと比べて適正かというのではないと思うのですが、何が言いたいかということ、もっと上げて取ったほうがいいのではないかということ、を言いたいのですが、そういうことはできないのでしょうかね。

●事務局（元田）

説明が足りませんでした。プールには、建設費とかメンテナンス費用ありますよね。それを人数で割ると、一人当たりの値段が出てきて、市外はそれの1.5倍とかそういうように料金設定をしています。

実際には、まず市内の大人の料金を出している、それに対して、子供の料金をつくってというような形です。市民プール営業日に1日当たり入れる人数で、何時間いるみたいな形で割り返していくと、今のところ計算上は適正というものができています。

ただ、これは今までの金額の積算ですので、今後、改修などをすればするほど、コストが積み上がりますので、適正の金額ではなくなる可能性があります。

○高橋委員

そこです。説明の中で、改修費用を含んでいないということが書かれていまして、ち

やんとしたコストに見合った料金が回収できていないという状況になっているので、そこを改善しないといけないのでは。

●事務局（元田）

そうですね。現状から説明しますと、今までのものは含まれていますが、今後のものは含まれていません。これは、将来の額がわからないため、含むことができないということなのです。使用料については、3年に一度見直しをしまして、今、消費税が上がってしまった関係やコロナの関係があって、1年間の適正な金額が出ないので、実施できていないのですが、適正な金額となるように定期的に見直しをしているところです。

○高橋委員

それは、あくまで適正と言っているのは、最初の当時額の改修というところだけであって、その後に発生してくる改修費用というのは。

●事務局（元田）

年度は若干ずれたりするときありますけれど、基本的には、その時点までの改修を全て全部含んで、3年に一度積算し直しています。

○高橋委員

ということは、ここに書いている説明は違うということですか。今後の改修費用は含んでいないと書いているのですけれども。これは間違っていると。

●事務局（元田）

説明がわかりづらく申し訳ありません。今までのかかっている改修費は含んでいるのですけれど、かかったお金を割返しているという形ですので、将来の今後の改修費用は幾らになるか分かりませんから含んでいないということです。

○高橋委員

そういうことですか。分かりました。ありがとうございます。

○坂野会長

ほかに特になければ、時間のほうが迫っております。

本来は、私どもが、今の高橋委員の20番かな。大江委員のところもありますし、いっぱいありますね。

なので、本当は一緒にまとめてやりたい部分はありましたが、時間のほうが迫ってま

いますので、今回はこれにて終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。いいですか。

宗和委員、よろしいですか。時間的な問題で、ここで終わりたいのですが、何かありますか。

○宗和委員

もう時間がないので、一言だけお話させていただくと、今のプールのお話などもそうですけれども、やはり財政状況が厳しくなる中で、受益者負担というものがこれでいいのかということ一度検証してみるということは、すごく大事なことだと思います。受益者負担、安ければ安いほうがいいじゃないかという考え方はもちろん分かるのですが、じゃあその受益者負担でさらわれない分は誰が負担するかというと、これは市民が税金で負担しているわけですから、受益者負担の議論ではあるのですが、本当は、税金でどこまで負担するかという議論でもあるわけですから、ここで一つ課題として提言していただくのは、非常に意義があるかなというふうに思います。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

その他ということですが、こちらのほうは、皆さん特にあれだと思います。次回またやりますので。事務局のほうで何かございましたら、お願いします。

●事務局（元田）

事務局から2点ございまして、1点目が、次回の日程について、7月14日か16日で決定しますよというような話をされていて、そこが具体的に決定していなかったと思うのですよね。岩井委員さんの御都合次第という話をしていたのですが、14日、16日で、皆さんの日程で、御都合悪くなってしまった日というのはございますか。一応、14日を第一候補で、ひょっとしたら16日とするかもしれません。というような形で終わってしまったので、こちらのほうで調整をできていなかったのですが、どうでしょうか。

○坂野会長

岩井委員がもし来ていただければのであったら、いつがいいのですか。

●事務局（元田）

16日が大丈夫そうなのですが、岩井委員から、その後連絡がないので、皆さんの御都合をまず聞いて、岩井委員と確認して、折り返しすぐ連絡をしてという形を取らせてい

ただきたいなと思っているのですが。

○坂野会長

それでは、16日でよろしいのではないですか。

●事務局（元田）

あれから一月以上たってしまったので。14日で想定はされていらっしやるとは思いますが、皆様のご都合をお伺いしたく思います。

○坂野会長

とりあえずじゃあ、16日ということにして、皆さんは大丈夫そうですか。宗和さん、大丈夫ですか。

○宗和委員

はい。16日であれば大丈夫です。14日は出張が入っているので、14日であれば駄目ですね。

○坂野会長

ありがとうございます。

ということです。では次、お願いします。

●事務局（元田）

2点目が、会議録についてです。今回会議録の提出が少し遅れてしまったところもあったのですが、会議録が、私たちのところを出しているものというのが、逐語録となっていて、正確ではありますが、かなり厚いものになっている。

これの対応について、大江委員と高橋委員からなのですが、もう少し簡素なものでいいのではないかというような御提案があったところなのです。

この辺りについては、市としては、委託をかけていまして、1回目については、年度末だったということなので、委託ができなかったことから、私が手でやったので、時間がかかってしまったということがありました。

確かに要点録の方がわかりやすいのですが、市の考えとしても、こういう議論の中に、今後検討する中の課題とかが出てくるので、できるだけ意図を正確に残しておきたいということがありまして、要点録とすると、どこを残して、どこを削ってという部分が意図的であると思われるところがあるので、できれば、今のままでさせていただいたほうがいいのかなどは思っているのです。

実際問題として、これだけの分量を見るのは面倒くさいということについては、理解しています。ただ、労力の関係から、二つ作るのにはできないのです。どちらかという形でないといけないので、皆様の御意見頂ければなと思うのですが。

○高橋委員

私が意見したのですけれども、作っている方がすごく大変なのではないかと思ったので、だから短くしたらどうですかという話だったのですけれども、これが外部に委託して、その人らがやっているのだったら、別にあのままでいいです。

○大江委員

これは、誰が読むのですか。記録として残すだけですか。

●事務局（元田）

公表しています。

○大江委員

そうですね。公表しているのなら、公表されたほうも、あんなに長いのでは読むの嫌になっちゃうので、やっぱりまとめたほうがいいのではないかという気は、僕はしませんけれどもね。

○高橋委員

議事録については、参加している人間からすると、省略した場合でも、多分、この背景とかは分かるときあるけれども、参加していない人間からすると、全部文脈は読まないで、正しく理解できない場合があつて。だから、あれはあのままでいいような気がしています。

●事務局（板橋）

白井市のこういう審議会というのは、公開が原則になっております。確かに概録、趣旨の議事録を作ることも当然可能なのですが、今、高橋委員も言ったように、ここに来ている方は当然分かるのでしょうけれども、今後、ホームページのほうで公開していく中で、市民のどなたでも見られるような状況にするというのが会議録を公開する理由の一つとなっておりますので、そこをどのレベルまで省略するかというのがあると思うのですけれども、事務局としては、今お伝えしたとおり、全てを公開するのがまず一つルールかなということと。作るのが大変かということ、委託をしているので、そこについては御心配をいただかなくてもいいのかなというところですね。

○坂野会長

よろしいですか。それでは、そのままお願いします。

ということで、一応全ての議論が終わったということになります。

全くちょうどですね。いい時間になりますので、これにて行政経営改革審議会、終了させていただきますと思います。

本日も、慎重審議、皆様どうもありがとうございました。お疲れさまでした。